

### 全国健康保険協会からの お知らせ

全国健康保険協会（協会けんぽ）北海道支部の健康保険料率が、本年3月分（4月納付分）より9.60%（現行9.42%）に変わります。

協会けんぽの財政状況は、累積赤字を抱える中、毎年続く医療費の増加と、厳しい経済状況を反映して保険料収入の基礎となる賃金水準が落ち込んでいることから、非常に厳しい状況となっております。

北海道支部は、加入者1人当たりの医療費が高いことから、保険料率も全国一高くなっており、みなさまの健康づくりが重要です。

詳しくは、協会けんぽのホームページまたは協会けんぽ北海道支部までお問い合わせください。

#### ▼お問い合わせ先

全国健康保険協会北海道支部  
電話 011-726-0352  
<http://www.kyokaikenpo.jp/>

### ごみ出しのルールを 守りましょう

ごみ出しのルールを守らないで出されると、ごみステーションを利用されている他の方々に迷惑をかけることとなります。

ごみを出す前にもう一度ごみ分別

大事典「ごみ収集カレンダー」を確認し、ルールを守って出して下さい。

○収集日の朝8時30分までに出しませう。

○組合指定の袋を使用しましょう。（指定の袋以外で出されたごみは回収されません。）

○ごみは分別し、収集日を確認して出しましょう。（分別されていないもの、収集日の違うごみは回収されません。）

○缶・びん・プラスチック・ペットボトル等は、中を空にして洗ってから出しましょう。

みなさまのご協力をお願いします。

#### ▼お問い合わせ先

平取町外2町衛生施設組合

### 自動車税の各種手続き についてのお知らせ

自動車税は、4月1日現在に登録がある方に課税される道税です。

次のようなときは、必ず手続きをして下さい。

▽住所が変わったとき

胆振総合振興局に連絡と運輸支局で住所変更の手続きをして下さい。

▽自動車を使用しなくなったとき

運輸支局で抹消登録をして下さい。3月31日までに抹消登録が完了しない場合は、平成23年度の自動車

税が課税されます。

▽自動車を売買したとき

運輸支局で移転登録をしてください。

#### ▼お問い合わせ先

胆振総合振興局課税課自動車税係  
〒051-8558  
室蘭市海岸町1丁目4-1  
むろらん広域センタービル1階  
電話 0143-124-9581

### 太陽光発電の余剰電力 買取制度について

家や事業所などにおいて太陽光で発電された電気のうち、使わなかった電気の買取を電力会社に義務づける「太陽光発電の余剰電力買取制度」がスタートしています。

買取に必要な費用は、「太陽光発電促進付加金」という項目で、電気料金の一部として、電気を使うすべての方に負担をお願いしております。

標準家庭のご負担額は、月3〜21円程度となり、ご負担額は太陽光発電の普及のために使われます。

本制度へのご理解をお願いいたします。

#### ▼お問い合わせ先

経済産業省 資源エネルギー庁  
再生可能エネルギー推進室  
<http://www.enecho.meti.go.jp/keion/>  
電話 0570-0571333  
(受付時間 9時〜20時)

### アイヌ子弟の 修学資金制度のご案内

北海道では、アイヌの子弟が経済的な理由により修学が困難である場合、修学資金等の補助、又はお貸しする制度があります。

補助制度	高等学校、高等専門学校に在学する方	入学支度金	一時金	23,100円以内
		修学資金	国公立	月額23,000円以内
		通学費	私立	月額43,000円以内
貸付制度	専修学校、各種学校に在学する方	入学支度金	1ヶ月1万円以上の場合	月額7,500円を上限として補助
		入学支度金	一時金	23,100円以内
		修学資金	月額	23,000円以内
貸付制度	大学、短期大学に在学する方	入学支度金	一時金	36,750円以内
		修学資金	国公立	月額51,000円以内
		修学資金	私立	月額82,000円以内
※返済期間は20年以内。返還にあたり、猶予や減免の規定有。				

#### ▼お問い合わせ先

住民課アイヌ政策グループ  
電話 014561216182

## 旭ヶ丘第2霊園の 使用申込受付について

新しく造成した霊園が一部完成し、108区画分が使用できます。次により申し込みを受け付けます。

### ●名称と位置

旭ヶ丘第2霊園(門別本町26514)

### ●区画及び使用量

・A区画 9㎡ 48区画 9万円  
・B区画 6㎡ 60区画 6万円

### ●使用者の資格

日高町内に住所又は本籍を有する者

### ●使用申込受付要領

・受付場所 日高町役場 住民課  
・受付開始 4月1日 9時より

※区画位置は、受付番号順

4月1日午前9時の時点で申込みが多い場合は抽選。その他の区画位置は申込番号順

- ①申請は、印鑑を持参し役場住民課に申し込みしてください。
- ②墓地の使用は、使用者の属する世帯につき1区画です。
- ③使用料は、使用許可書交付時に納付していただきます。
- ④許可後3年以内に墓碑の設備をしないとき、使用権取消しとなります。
- ⑤墓地使用許可申請書は、役場住民課にあります。

### ▼お問い合わせ

住民課社会・環境グループ  
電話 014561216182

## 沙流川取水堰・日高取水堰・岩知志ダムからの 放流について 皆さまにお願い

ダム、取水堰の水門を開けて水を流すときには、スピーカーあるいはサイレンまたは、スピーカーとサイレンにてお知らせしますので、事故防止のため、河川から離れて下さい。特に魚釣りや子どもの川遊びなどには、十分注意願います。

### 水門から水を流すのは、

- ①雪どけや降雨などにより川の水が増えたとき。
- ②発電設備を点検補修するとき。
- ③車両の転落事故など、予測できない事故があったとき など。

### ◆放流する時は皆様へ周知します。

#### 1. 沙流川取水堰

##### 【サイレンによる周知】

○堰放流を開始する時、堰地点において放流開始の約10分前に吹鳴します。

##### 【スピーカーによる周知】

○堰放流を開始する時、堰地点以外において堰放流により川の水が増え始める約15分前から放送します。

#### 2. 日高取水堰

##### 【スピーカーによる周知】

○堰放流を開始する時、堰地点から下流において堰放流により川の水が増え始める約15分前から放送します。

#### 3. 岩知志ダム

##### 【スピーカーによる周知】

- ダム放流を開始する時、ダム放流により川の水が増え始める、約15分前から放送します。
- ダム放流量が200m<sup>3</sup>/秒、400m<sup>3</sup>/秒になった時、放送します。
- さらに、ダム放流量が500m<sup>3</sup>/秒になった時、および500m<sup>3</sup>/秒を超えて100m<sup>3</sup>/秒を増す毎に放送します。

##### 【サイレンによる周知】

○ダム放流量が500m<sup>3</sup>/秒になった時、および500m<sup>3</sup>/秒を超えて100m<sup>3</sup>/秒を増す毎に吹鳴します。

### ◆ダム放流のお問い合わせ

北海道電力株式会社 日高水力センター  
電話 01457-6-2076